「ともにいきる会」会則

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　２０１５年５月１日

１．趣意

東日本大震災から4年が過ぎました。被災した各地では嵩上げ工事などが行われて一見して復興が進

んでいるかに見えます。しかし、街の再建にはこの先８年の歳月を要すると言われている。更に原発事

故の被災地では放射能の半減期は５０年といわれ先の見えない状況がこれからも長く続く状況です。

　被災者は先祖伝来の土地や家、親類縁者や地域住民と盛り上げて来た地域の伝統的な生活を捨てて

心の支えを失って避難しています。災害から５年目に入り個々の皆さんの個別の事情も相まって混乱や悩みはますます深くなっていると思われます。

松戸市に共に住む避難者と市民が「そばにいる」仲間として交流し、避難者の生甲斐を作りたいと考えます。

２．具体的に実施すること

1. お茶飲み会、食事会、手芸の会、松戸市近郊の散策会などを通じて地域情報など情報交換をする
2. 被災者宅の見守り訪問を行う
3. 仮設住宅の住民が制作した手芸品などの配布や販売をおこなう
4. その他会の趣旨にもとづく行為

３．会の運営

（１）会の事務を執り行う代表を置く。

（２）必要に応じて副代表・事務局長・会計・監査役を置く。

（３）会員規則と会員名簿は別途備える。

（４）会員は個人情報保護法を尊重し、会の運営で知りえた個人情報は会の連絡などのみに使用

する

（５）会の運営は、法令に則り、人権尊重の理念によって行う。

（６）会の行動記録：代表ないし副代表は会の行動記録を残す。

４．会の収入

（１）支援会員からの会費、寄付金、補助金その他をもって収入とする。

（２）被災者制作物の販売代行を行う場合には、代行にともなう必要経費の実費として販売代金の一割を

　　　協賛金として収受することとする。

（３）被災者を支援している市民の制作物の販売代行を行う場合には、代行にともなう必要経費の実費及

び会の運営に対する協賛金として含み販売代金のニ割を協賛金として収受することとする。

（４）収入の都度その内容・成果を帳簿に記載し明示する。

５．会計

1. 会計係をおき会計処理を行う。
2. 会計は適正な会計帳簿をもって厳正に処理する。
3. 会計帳簿は透明性公明性を旨として、常に公開するものとする。
4. 必要に応じて預金口座を開設する。
5. 監査役は、事務処理と帳簿類全てを閲覧し、適正な処理が行われているか監査を行う。

６．会場の設営

適宜に借用する。借用にあたっては、貸主の規則を守り　清潔・整理整頓に努める。

７．その他

（１）代表は必要に応じて法的な届け出や申請を行う。

（２）会則の定めがないことは会員全員の協議によって決することとする。

以上

４